

(表 面)

第 号	職 名	氏 名	所屬 府	有料老人ホーム調査員の証
平成 年 月 日	厚生大臣	氏 名		

右の者は、老人福祉法に基づいて有料老人ホームを調査することができる職員であること
を証明する。

氏名

印

老人福祉法 (抄)
(報告の徵収等)

老人福祉法 (抄)
(届出等)

老人福祉法 (抄)

第十八条

都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行ふ場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(緊急時における厚生大臣の事務執行)

第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務 (同項の規定による認可の取消しを除く。) 又は第二十九条第三項及び第四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務 (同項の規定による認可の取消しを除く。) 又は第二十九条第三項及び第四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入所者の保護のため緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。

備考 この証明書は、日本工業規格B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第五

別記様式第四号の次に次の様式を加える。

3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対し、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設の設備若しくは運営について調査させることができる。

(緊急時における厚生大臣の事務執行)

第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務 (同項の規定による認可の取消しを除く。) 又は第二十九条第三項及び第四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入所者の保護のため緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。

備考 この証明書は、日本工業規格B列八番とし、厚紙を用いること。

老人福祉法施行規則 (抄)

第二十一条 法第二十九条第三項の規定により有料老人ホームを調査する当該職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 この証明書は、日本工業規格B列八番とし、厚紙を用いること。

附 則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている証明書については、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○厚生省令第四十三号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 及び児童福祉法施行令 (昭和二十三年政令第七十四号) の規定に基づき、並びに同法を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第十一号) の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の三」を「第三十六条」に、「第三十六条の四」を「第三十六条の二」に、「第三十九条の八」を「第三十九条の六」に改める。

第九条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項を削る。

裏

児童福祉法第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童居宅生活支援事業を行ふ者に対しても、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他物件を検査させることができる。

裏	右の者は、児童福祉法第五十九条の五第二項の規定により厚生大臣に適用があるものとされた同法第三十四条の四又は同法第四十六条の規定による質問又は立入検査をする者であることを証明する。	所属	第 号
		職 氏	年 月 日
	印	名	証 明 書
	厚生大臣		

児童福祉法第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童居宅生活支援事業を行ふ者に対しても、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

右の者は、児童福祉法第五十九条の第二項の規定により厚生大臣に適用があるものとされた同法第五十九条第一項の規定による質問又は立入検査をする職権を行ふ者であることを証明する。	所属	第 号	年 月 日	票
	職 氏	平成	年 月 日	交付
	厚生大臣	印		名

裏

<p>児童福祉法第五十九条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けないもの(前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む)については、施設の設置者若しくは管理者に対し、施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯せなければならぬ。</p> <p>(略)</p> <p>② 第三十四条の四第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>③ (略)</p> <p>児童福祉法第五十九条の五第二十一条の四第一項(第二十一条の九第八項において準用する場合を含む)、第三十四条の四第一項(第三十四条の五、第四十六条及び第五十九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとす)る。</p> <p>②・③ (略)</p>	
<p>○厚生省令第四十四号</p> <p>児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)</p> <p>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>(指定養成施設の経由事務に関する経過措置)</p> <p>この省令の施行前に、現に都道府県知事に対してなされた改正前の第三十九条の四に規定する指定の申請第三十九条の五に規定する報告及び第三十九条の八に規定する指定の取消の申請については、なお従前の例による。</p>	
<p>○厚生省令第四十五号</p> <p>児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三条号)の一部を改正する省令</p> <p>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p>	
<p>○厚生省令第四十六号</p> <p>児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三条号)の一部を改正する省令</p> <p>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p>	

六条に改め、「は、認定講習実施地の保健所長を経由して行うもの」を削る。

別記様式第十四号を削る。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年厚生省令第三十二条号)の一部を次のように改正する。

○厚生省令第四十六号

母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十四条の規定に基づき、母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のよう

うに定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省令第四十七号

厚生大臣 丹羽 雄哉

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十九条の九第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条中「様式第十三号」の下に「(介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者にあつては、様式第十三号の二)」を加える。

第七十六条の次に次の二条を加える。

(日雇特例被保険者手帳の交換)

前項の申請があつたときは、都道府県知事又は指定市町村長は、当該申請の際提出された日雇特

例被保険者手帳(以下この項において「旧手帳」という)に代えて様式第十三号による日雇特例被保険者手帳を交付するものとする。ただし、旧手帳に印紙をはり付けるべき余白があるときは、都道府県知事又は指定市町村長は、当該旧手帳に介護保険第二号被保険者に該当しない旨の確認の表

示を行つて返付するものとし、この場合において、当該旧手帳は様式第十三号によるものとみなす。

前項の規定は、日雇特例被保険者が介護保険第二号被保険者に該当することとなつたときにつ

いて準用する。この場合において、第一項中「第十七条ノ二(第二項)」とあるのは「第十七条ノ三第三項」と、第二項中「様式第十三号」とあるのは「様式第十三号の二」と読み替えるものとする。

第九十八条第一項中「様式第十八号」の下に「(介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者に

係る報告があつては、様式第十八号の二)」を加える。

様式第十三号を次のように改める。

母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令

母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十二条号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は指定都市の長その他の機関若しくは職員」を削り、「処理し、又は行う」を「処理する」に改める。

第十五条中「又は中核市の長その他の機関若しくは職員」を削り、「処理し、又は行う」を「処理する」に改める。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十四条の規定に基づき、母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のよう

うに定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省令第四十七号

厚生大臣 丹羽 雄哉

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十九条の九第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条中「様式第十三号」の下に「(介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者にあつては、様式第十三号の二)」を加える。

第七十六条の二 日雇特例被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しなくなつたときは、直ちに

都道府県知事又は指定市町村長に日雇特例被保険者手帳を提出して、その交換を申請しなければならない。この場合において、当該日雇特例被保険者が第九十三条第二項の規定により読み替えて準用される第十七条ノ二第一項の規定により行う届出は、当該申請と同時に行うものとする。

第七十六条の二 日雇特例被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しなくなつたときは、直ちに

都道府県知事又は指定市町村長は、当該申請の際提出された日雇特

例被保険者手帳(以下この項において「旧手帳」という)に代えて様式第十三号による日雇特例被保険者手帳を交付するものとし、この場合において、当該旧手帳は様式第十三号によるものとみなす。

前項の規定は、日雇特例被保険者が介護保険第二号被保険者に該当することとなつたときにつ

いて準用する。この場合において、第一項中「第十七条ノ二(第二項)」とあるのは「第十七条ノ三第三項」と、第二項中「様式第十三号」とあるのは「様式第十三号の二」と読み替えるものとする。

第九十八条第一項中「様式第十八号」の下に「(介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者に

係る報告があつては、様式第十八号の二)」を加える。

様式第十三号を次のように改める。

母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十二条号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は指定都市の長その他の機関若しくは職員」を削り、「処理し、又は行う」を「処理する」に改める。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十四条の規定に基づき、母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のよう

うに定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省令第四十七号

厚生大臣 丹羽 雄哉

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十九条の九第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条中「様式第十三号」の下に「(介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者に

係る報告があつては、様式第十八号の二)」を加える。

様式第十三号を次のように改める。